

**令和2年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
補足研修 募集要領**

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修事業者事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等においてサービス管理責任者の業務に従事する者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とします。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
(指定番号：003)

3 受講対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 神奈川県サービス管理責任者基礎研修の研修対象者（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に定める「(別添) サービス管理責任者研修実施要綱」の3(1)①に定める研修対象者)

次の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

〔療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助〕

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

- (2) 神奈川県児童発達支援管理責任者基礎研修（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」に定める「(別添) サービス管理責任者研修実施要綱」の4(1)①に定める研修対象者)

次の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

（ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ）

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

4 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「相談支援従事者初任者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「相談支援従事者研修事業実施要綱」の3(1)②に定める別表1のカリキュラム「相談支援従事者初任者研修（講義部分）（2日間）」とする。

【補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））】

- (1) 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義
- (2) 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

5 日程及び会場

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染が蔓延していることから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について（令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡）」に示されているように、講義2日間の補足研修については、従来の集合研修ではなく、特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会が作成した講義映像の配信により講義を実施します。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について（令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡）」

<http://www.mhlw.go.jp/content/000630840.pdf>

【講義（映像配信）】

区分	日程（映像配信期間）
講義（映像配信）	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会のe-ラーニングシステムにより、当該協会が作成した講義映像の配信 配信期間：令和2年9月7日（月）～9月16日（水）

※ 講義の映像配信に伴い、ウェブ対応が困難な受講生については、次により、指定会場にて講義映像を視聴する放映会を実施します。

※ 上記の放映会は、パソコンで視聴できる環境がないなど、ウェブ対応が困難な方に限定した対応であり、明確な理由のない方の受講は認められません。

【講義（放映会：講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修）】

区分	日程	会場
講義（2日間） ※ウェブ対応が困難な方向け	令和2年9月24日（木） ～ 9月25日（金）	「小田原合同庁舎」 小田原市荻窪350-1

※ 放映会については、新型コロナウイルス感染症の感染の状況によっては、県外の事業所に配置予定の方については、受講できない場合があります。

※ 「相談支援従事者初任者研修」に受講申込をされた方で、当該研修の講義部分（2日間）だけを受講しても、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の「補足研修」の修了証は交付できません。サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置を希望される方は、この「補足研修」を受講してください。

6 募集定員 600名

7 申込について

(1) 申込方法

法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください。

① 法人一括申込の場合

別紙「令和2年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修受講申込書」に必要事項を記載の上、「本人確認証明書」と「申込書類確認書」を添えて法人でまとめて郵送してください。

なお、申込書類確認書の法人内優先順位は必ず記載ください。法人内優先順位が未記載の場合や、不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については、受講を見送りとさせていただくことがあります。

② 個人申込の場合

別紙「令和2年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修受講申込書」に必要事項を記載の上、「本人確認証明書」と「申込書類確認書」を添えて郵送してください。提出書類は法人一括申込の場合と同一です。法人名の欄には「個人申込」と記載して提出してください。

※選考は法人申込を優先します。二重に申込んでも受講できる確率は高くなりません。重複申込はしないでください。

(2) 申込様式 別紙様式

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<http://www.kcn.or.jp>) に掲載します。

(3) 送付方法 簡易書留郵便で郵送してください。

※ファクシミリ、電子メール、電話による申込はできません。

(4) 申込期限 令和2年8月18日（火）必着

(5) 送付先

〒243-0014神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル3階
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
※封筒表面余白に「補足研修申込書在中」と記載してください。

8 受講者の選考について

受講申込者数が募集定員を超過した場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者補足研修受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者補足研修受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者補足研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置又は実務要件のみを満たす者をやむを得ない事由によりみなし配置をしている既存事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② 令和2年度において新規指定を受ける事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ③ 研修実施年度中にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ④ 次年度中にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ⑤ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

※上記基準に加え、法人からの優先順位を勘案し優先順位をつける。

9 受講者の決定及び通知

- 受講者は、申込内容を審査の上で決定し、「申込書類確認書」に記載の各法人あてに受講の可否の通知を送付いたします。
- 受講決定後の受講者、受講日程等の変更は認められません。
- 受講決定等の通知は8月下旬に発送予定です。開催日の1週間前になっても通知が届かない場合は研修事務局に連絡してください。

10 本人確認

研修申込時に本人確認のできる公的証明書（運転免許証、健康保険被保険者証等）の写しを本人確認証明書に添付してください。

11 受講確認及び効果測定

(1) 講義（映像配信）

全ての講義映像を視聴したことの確認のため、映像配信による講義を受講した受講生については、視聴後、法人ごとに受講生の研修レポート及び効果測定をまとめ、指定した期日までに指定研修事業者へ送付してください。

(2) 講義（放映会：講義映像をウェブで視聴することが困難の方を対象にした集合研修）

放映会にて受講された受講生については、従来の出席票等により受講確認及び効果測定を行います。

12 修了証書の交付、修了者名簿の管理

研修を修了した方には、修了証書を交付します。

県および特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークにて研修修了者名簿を管理します。また、事業所の管轄の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

動画配信を視聴していただくにあたり、日本相談支援専門員協会のeラーニングシステムを使用するため、受講者の名簿を提出します。予めご了承ください。

13 受講料およびテキスト

受講料 10,000円（税込、テキスト代を含む）

受講料の振込方法は、受講決定通知に同封して送付します。

納付済みの受講料については、返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料、会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いいたします。

テキストは講義映像配信開始日までに研修事務局より郵送いたします。

14 その他留意事項

- 受講決定者は2日間の全日程を受講する必要があります。
- 受講にあたり、障害等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うにあたり、直接状況をお聞きするため、研修事務局よりご連絡することがあります。
- 自然災害（台風等）及び事故等の発生により、開講をしない場合があります。開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）において段階的にご案内をいたしますので、必ずご確認ください。また、振替が生じた場合についても、振替日程等に関する事項を特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）に別途ご案内をいたします。
- 虚偽の内容により受講申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

15 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について

○本研修については、受講者や研修スタッフ等の命と健康を守るため、令和2年5月13日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」等を踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に実施した上で当該研修を実施いたしますので、受講生の皆様方のご協力をお願いいたします。

- (1) 受講受付時に体温の報告または検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講を認められませんので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 受講当日は、マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止となる場合があります。開催延期・中止となった場合は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<http://www.kcn.or.jp/>) においてご案内をいたしますのでご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について（令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡）」

<http://www.mhlw.go.jp/content/000630840.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyo housin0525.html>

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/20200525kihonhousin.pdf>

16 問合せ先

(本研修の申込み等に関する問合せ先)

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル3階
電話 046 (220) 5380
FAX 046 (220) 5381

(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先)

事業所 所在地	問合せ先
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 045-671-3601 (障害児) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ファックス044-200-3932 ※問合せはファックスのみでお願いします
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 042-769-9226
横須賀市	(障害者) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411 (障害児) 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 046-822-8224
上記以外の 神奈川県内 の市町村	(障害者・障害児共に) 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 045-210-4717・4732